

## IV 自治会への加入促進に向けて

### 1. なぜ加入促進しなければいけないの？



加入は強制ではありませんが、Ⅱ章でも述べたように、自治会は地域の生活を支える、なくてはならない存在です。自治会の存続のためにも、加入促進が必要です。

日ごろから自治会の活動に参加している人にとっては当たり前でも、そうでない人には意外に知られていない場合が多くあります。

直接的なかかわりはない場合でも、自治会の活動が生活を支えている場面がたくさんあることをお伝えし、加入を呼びかけましょう。

### 2. 加入促進の方法

特に、新たに転入された方は地域についても、わからないことばかりで不安がいっぱいなので、まずは、自治会の存在や活動内容をPRして自治会とは何かを知ってもらいましょう。

令和3年度実施の自治会アンケートでは、多くの自治会で対象者の自宅へ訪問することが多いことが分かっています。以下に訪問の簡単な流れを紹介するのでご活用ください。



#### (1) 訪問の前に

訪問の際は、紙の資料を用いて説明すると、より理解が深まります。自治会の魅力が伝わるような資料を準備しましょう。

<例> ・自治会だよりや行事のチラシなど、自治会の活動をPRできるもの

→どんなことをしているか分かりやすく説明するため。

・役員や区班長の名簿、連絡先

→メールアドレスも記載していると連絡がスムーズです。

・事業報告や事業計画

→自治会の年間を通しての活動を説明するため。

・予算・決算書等

→自治会費等の使途の説明をするため。

・自治会規約(会則)



## (2) 訪問

- ・訪問人数 2～3人  
※1人では信頼性が薄まり、大人数では圧迫感を与えてしまうので注意
- ・時期 ①新規転入者→転入後間を置かずに訪問  
②既住居者 →年度初めやイベント開催時
- ・説明 「私たちの自治会ではだれもが住みやすいまちづくりを目指して様々な活動をしています。」  
＜例＞防災訓練、児童などの見守り活動



具体的な活動内容を根拠、目的を明確にして紹介すると、より自治会加入の必要性を理解していただけます！



### ① その場で加入を希望する

加入申込書に記入していただき、受け取って帰ります。

その際に、今後の連絡先として、会長をはじめとする役員、一番身近な存在となる区班長などの連絡先を伝えておきましょう。

※メールアドレスなども伝えておくと、今後連絡のやり取りするときのお互いの負担が軽減されます。

### ② 加入について検討している

加入申込書を渡し、担当者の連絡先を伝え「ご検討よろしく願いいたします。

また、何かご質問などがあればご連絡ください」と言って帰ります。

⇒数日経って連絡がなければ、再度訪問して加入の意思を確認しましょう。

その際には、疑問点や不安に思われている点の解消に努めましょう。

### ③ 加入していただけない

まずご意見をお聞きし、理解できる部分については共感することが大切です。

その後、地域の状況を話して、自治会活動に協力していただきたい旨を伝えましょう。

⇒どうしても加入いただけない場合は「また来年お伺いします」などと言って、いったん打ち切ります。

※今後のためにも、加入されない理由を聞き取り、役員間で共有しておくとういでしょう。

### 訪問以外の方法もあります。

例えば、イベント開催時に自治会員以外にも参加してもらおうと、自治会の役割を実感してもらいながら加入していただくことができます。

また、役員に限らず、周辺住民の自然な声掛けも方法の一つです。



### (3) アフターフォローについて

呼びかけに応じ、自治会員となっていたいただいた後も、その方が地域に早く溶け込むことができるよう、支援が必要です。周辺住民と連携し、何か不安に思われていることがないか、時々声をかけてあげるのもよいでしょう。

## 豆知識 ～ 自連協だより「ななかまど」について ～

江別市自治会連絡協議会では、自治会活動を広く会員に周知するため、機関紙「ななかまど」を7月と1月の年2回発行し、自治会員各戸へ配布しています。

江別市自治会連絡協議会がどのような活動をしているのか、自治会と市がどのようにつながっているのかを自治会員に知っていただくために、その時期に江別市自治会連絡協議会が実施、参加した行事の内容についてお知らせしています。

また、市から自治会に対してお伝えしたいことも掲載しています。

具体的には、自治会各種申請関係についての仕組みや申請時の注意点について、防災や交通安全など、自治会役員を始め、自治会員に対しても役立つ情報があります。

「ななかまど」は広報えべつ7月号と1月号に同梱されていますので、ぜひ一度手に取ってご覧ください。



←自連協だより 175号  
(令和4年1月1日発行)より一部抜粋